

第 3 5 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 8 年 5 月 2 0 日（水） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第35回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月20日（水）午後3時00分～3時30分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（6人）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

4 欠席委員（1人）・推進委員（1人）

10番 二瓶 義典

高寺地区 藤川 将仁

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第118号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局次長 佐藤 良二郎

農地管理係長 長峯 麻美

係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10 番 二瓶委員より欠席の届出があり 9 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、高寺地区 藤川推進委員より欠席の届出があり 6 名です。 それでは、第 35 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 114 号の農地法第 3 条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 115 号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。
議長	日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、2 番 鈴木委員、3 番 渡部委員の 2 名を指名いたします。
議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第 35 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。

議長	日程第 3 報告第 35 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1 号 2 号は JA との契約を所有者・耕作者の両者が解約するものであり、解約後は広瀬地区の認定農業者が公社を通して借り受ける予定となっております。 3 号 4 号は今後、農地転用するために公社との契約を解約するものです。 5 号 6 号は公社との契約を所有者・耕作者の両者が解約するものであり、解約後は、今後新規就農する者が公社を通して借り受け、りんごを栽培する予定です。 7 号 8 号は所有権移転するため公社との契約を解約するものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 116 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 本件は、譲渡人は町外在住で管理が難しい状況であることから、近くを耕作する譲受人へ所有権移転するものです。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
5 番 渡辺委員	本件について調査の結果を報告します。譲受人へ 5 月 13 日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	本件の譲渡人に対し調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 117 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、契約期間、賃借料、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1 号案件の譲受人は不動産業を営んでおり、商業地や学校等に近く利便性の高い申請地を宅地分譲用地として転用するものです。 農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は用途区域内にある農地であり第 3 種農地です。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を宅地分譲用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、隣接地に農地もなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。 2 号案件の譲受人は建築業を営んでおり、既存の駐車場が手狭となったことから、同居親族が所有する申請地を駐車場及び雪捨て場として転用するものです。 農地転用許可基準の立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当すると考えられます。

	一般基準は、譲受人が建築業を営んでいることから経費負担は発生せず、申請地を駐車場用地にすることに對し妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確實性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
坂下地区 小林推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。5月11日事務局とともに現地を確認し、事務局の説明のとおり転用することに問題ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。5月11日事務局とともに現地を確認し、転用することに問題ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 118 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） まず、一括方式からご説明いたします。 1号は公社が八幡地区の田 620 m²を借入れ 2 号の八幡地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 3 号は公社が若宮地区の田 7, 202 m²を借入れ、4 号は公社が若宮地区の田 35, 711 m²を借入れ、5 号の若宮地区の認定農業者、6 号の若宮地区の認定農業者である法人、7 号の若宮地区の認定農業者へ分けて集積します。 次に 8 号は公社が若宮地区の田 22, 863 m²を借入れ 9 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 10 号から 18 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。10 号から 17 号までは公社が広瀬地区の田 86, 699 m²を借入れ、18 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。 次に再転貸についてご説明いたします。29 ページをお開きください。 1 号から 3 号は関連がありますので一括して説明いたします。1 号から 3 号は先月の総会、報告第 35 号で解約された農地であり、1 号の若宮地区の認定農業者、2 号の若宮地区の認定農業者である法人、3 号の若宮地区の認定農業者へ再転貸するものです。 次に所有権移転についてご説明いたします。33 ページをお開きください。 1 号は公社が川西地区の田 2, 948 m²を買い入れ、2 号の川西地区の認定農業者へ売り渡します。

	次に 3 号は公社が高寺地区の畑 5,648 m²を買い入れ、4 号は公社が高寺地区の田 76 m²、畑 952 m²を買い入れ、3 号 4 号を併せて 5 号の高寺地区の認定農業者である法人へ売り渡します。 6 号は公社が高寺地区の田 3,672 m²を買い入れ、7 号の高寺地区の認定農業者へ売り渡します。
議長	まず一括方式から審議いたします。 1 号、2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	1 号、2 号案件について調査の結果を報告します。借手へ 5 月 17 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	1 号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 9 番五十嵐委員の退場を命じます。⇒（五十嵐委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	9 番 五十嵐委員の入場を認めます。⇒（五十嵐委員入場）

議長	次の案件は関連がありますので、3号から7号案件について、それぞれの担当委員より調査報告を求めます。 まず、3番 渡部委員より調査報告をお願いします。
3番 渡部委員	調査の結果を報告します。4号貸手、7号借手へ5月17日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、若宮地区 山内推進委員より調査報告をお願いします。
若宮地区 山内推進委員	調査の結果を報告します。5号、6号借手へ5月14日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	3号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため若宮地区 山内推進委員の退場を命じます。 ⇒ (山内推進委員退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	若宮地区 山内推進委員の入場を認めます。 ⇒（山内推進委員入場）
議長	次に 8 号、9 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	調査の結果を報告します。9 号借手へ 5 月 14 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	8 号の貸手へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告いたします。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので、10 号から 18 号案件について、一括して事務局より調査報告を求めます。
議長	本日欠席の二瓶委員より調査報告を受けておりますので、事務局より報告します。 所有者、耕作者ともに電話にて議案書の内容を確認しました。結果、議案書に記載のとおり間違いありませんでしたとのことです。 15 号、17 号の貸手については事務局で調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に再転貸に移ります。 1号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	2号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	ここで3号案件の質疑採決に入る前に議事参与の制限を受けるため、若宮地区 山内推進委員の退場を命じます。 ⇒（山内推進委員 退場）
議長	3号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	若宮地区 山内推進委員の入場を認めます。 ⇒（山内推進委員 入場）
議長	次に所有権移転に移ります。 1号、2号案件について担当委員の調査報告を求めます。
2番 鈴木委員	1号、2号案件について調査の結果を報告します。売手、買手ともに5月13日電話にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に３号から５号案件まで関連がありますので、担当委員より一括して調査報告を求めます。
５番 渡辺委員	３号から５号案件について調査の結果を報告します。３号売手へ５月１７日訪問にて、４号売手へ５月１３日電話にて、５号買手へ５月１１日訪問にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
５番 渡辺委員	６号、７号案件について調査の結果を報告します。売手、買手ともに５月１５日訪問にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 35 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員